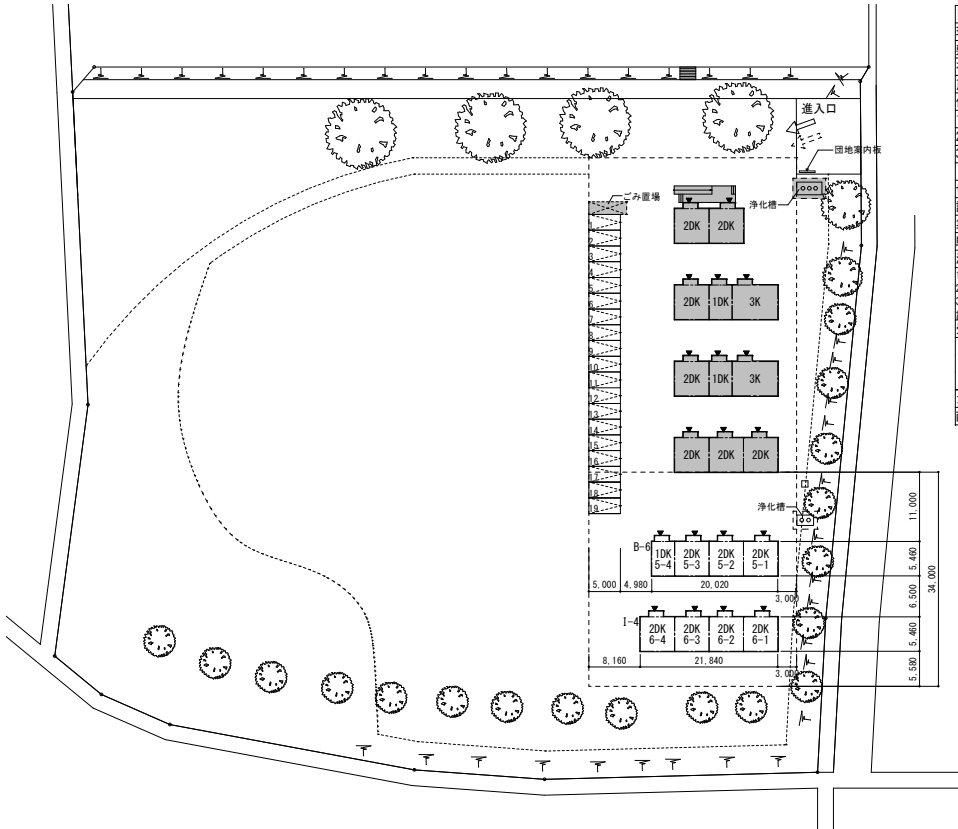


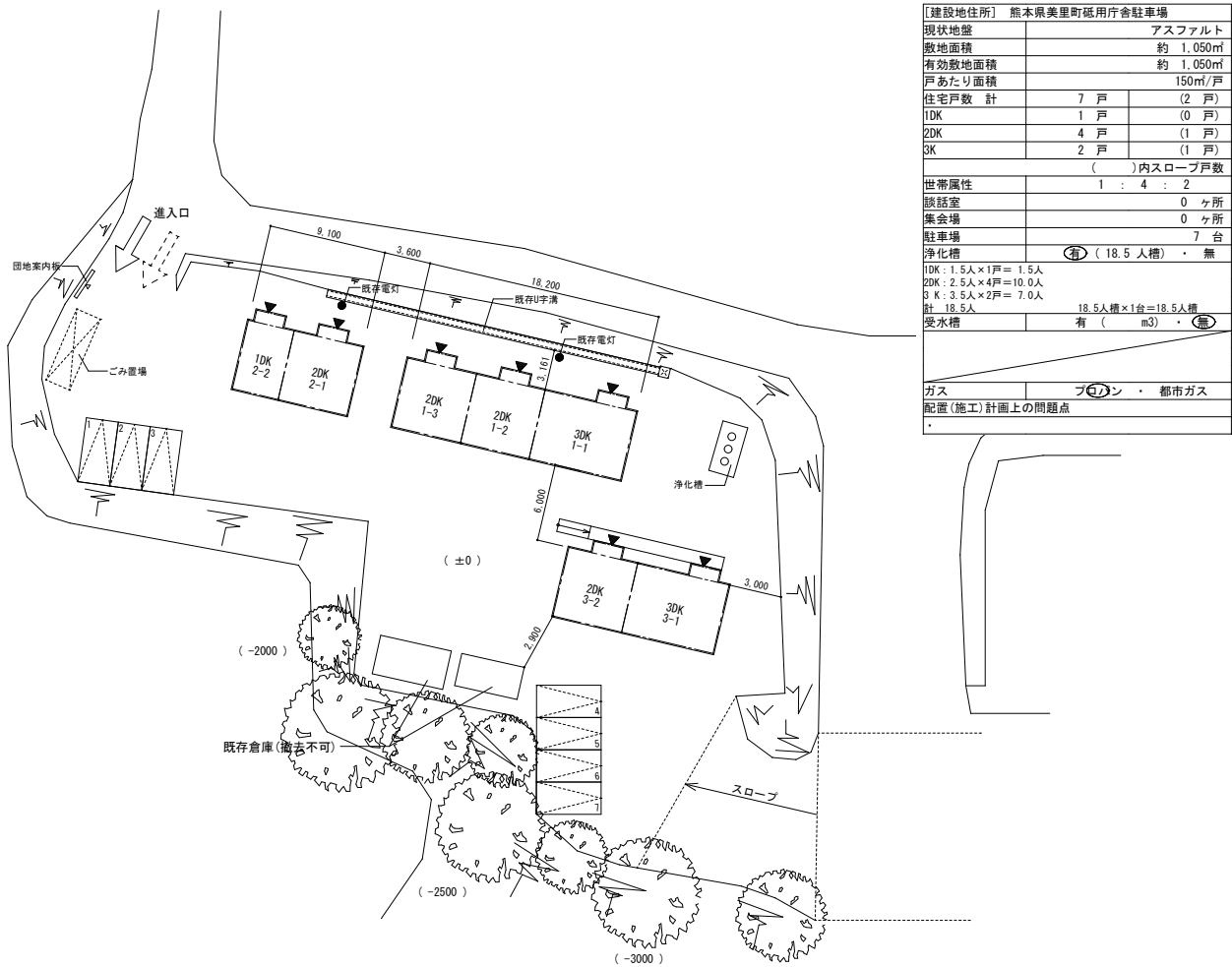
9. 美里町中央庁舎仮設団地



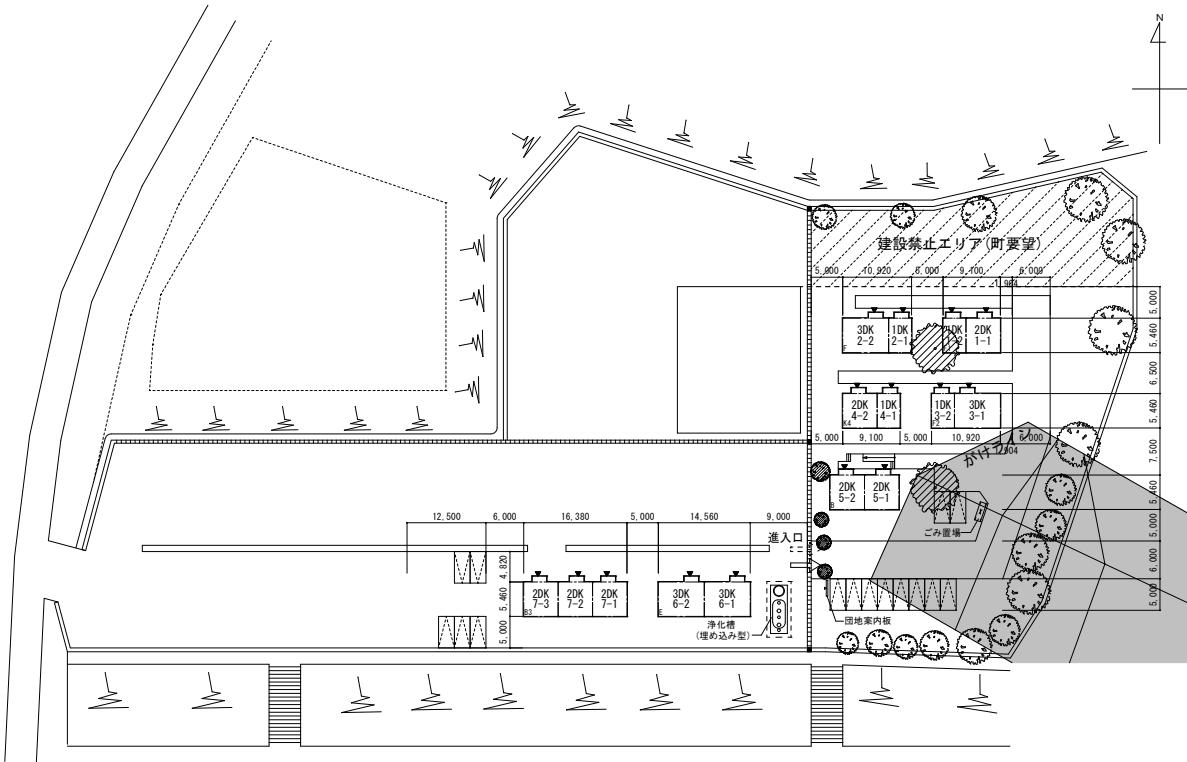
[建設地住所] 熊本県美里町馬場1110番地	
現状地盤	芝生
敷地面積	約 13,348㎡
有効敷地面積	約 3,075㎡
戸あたり面積	161㎡/戸
住宅戸数 計	19 戸 (2 戸)
1DK	3 戸 (0 戸)
2DK	14 戸 (2 戸)
3K	2 戸 (0 戸)
	( ) 内スロープ戸数
世帯属性	1.5 : 7 : 1
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	19 台
浄化槽	有 ( 30.0 人槽 ) ・ 無
1DK : 1.5人×2戸 = 5.0人	
2DK : 2.5人×7戸 = 17.5人	
3K : 3.5人×2戸 = 7.0人	
計 27.5人	
	30.0人槽×1台=30.0人槽
受水槽	有 ( m3 ) ・ 無
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	



## 10. 美里町低用仮設団地



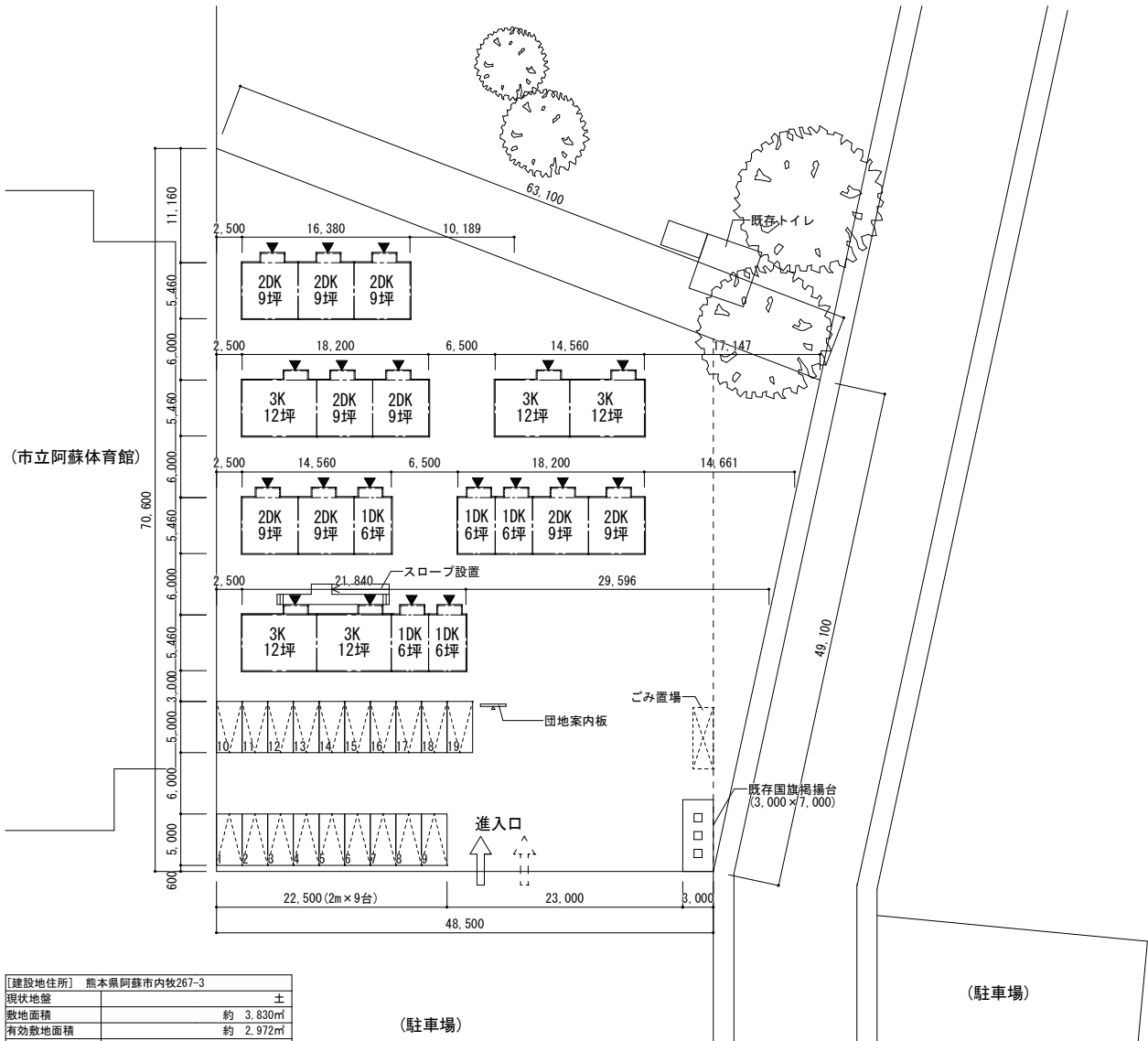
11. 美里町くすのき平仮設団地



〔建設地住所〕 美里町坂貫583番地	
現状地盤	芝
敷地面積	約 4,300㎡
有効敷地面積	約 1,884㎡
戸あたり面積	286㎡/戸
住宅戸数 計	15 戸 ( 2 戸 )
1DK	4 戸 ( 0 戸 )
2DK	7 戸 ( 2 戸 )
3K	4 戸 ( 0 戸 )
( ) 内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 1.75 : 1
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	15 台
浄化槽	有 ( 38 人槽 ) ・ 無
1DK : 1.5人 × 4戸 = 6.0人	
2DK : 2.5人 × 7戸 = 17.5人	
3K : 3.5人 × 4戸 = 14.0人	
計 37.5人	38人槽 × 1台 = 38.0人槽
受水槽	有 ( m3 ) ・ 無
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	



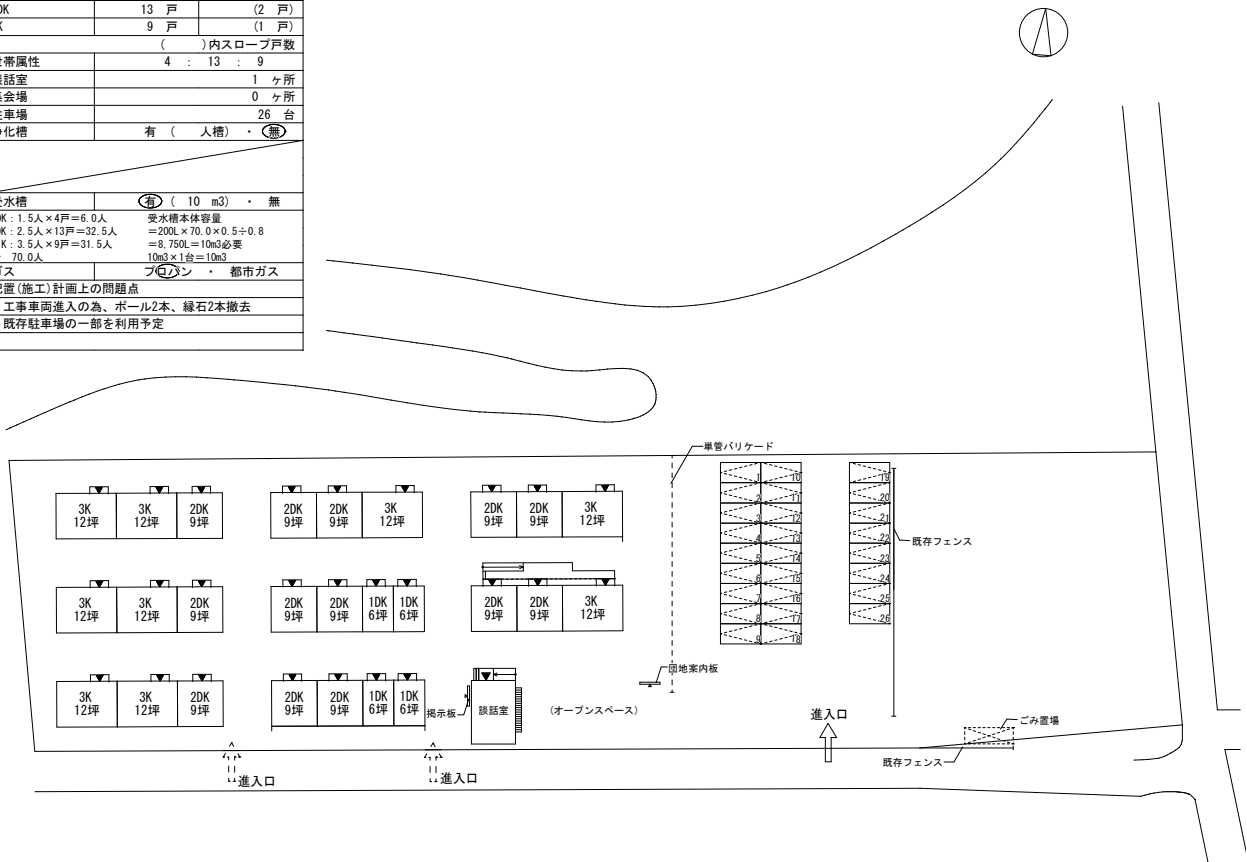
## 12. 阿蘇市内牧仮設団地



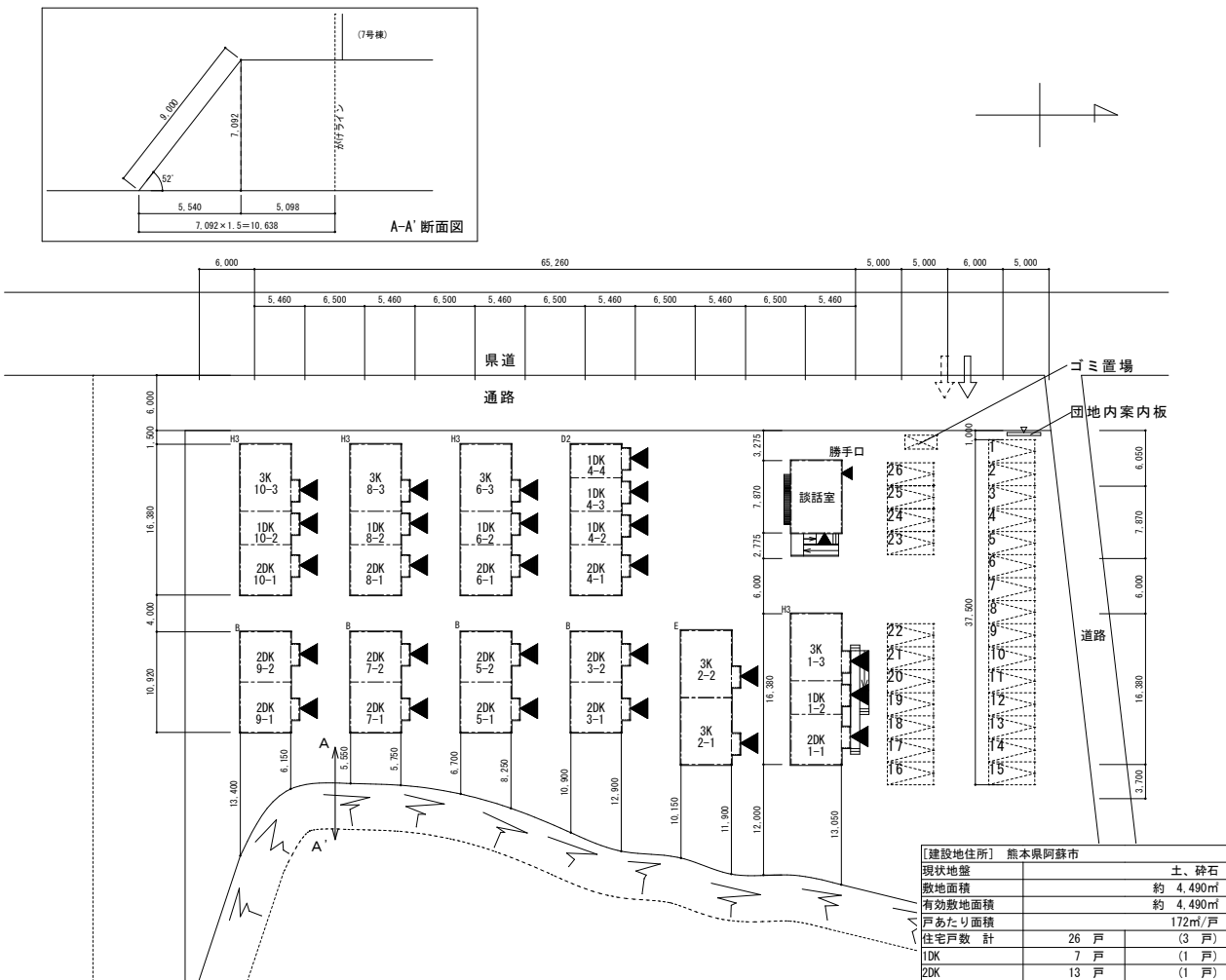
[建設地住所] 熊本県阿蘇市内牧267-3	
現状地盤	土
敷地面積	約 3,830㎡
有効敷地面積	約 2,972㎡
戸あたり面積	156㎡/戸
住宅戸数 計	19 戸 (2 戸)
1DK	5 戸 (0 戸)
2DK	9 戸 (0 戸)
3K	5 戸 (2 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 1.8 : 1
談話室	0 ヲ所
集会場	0 ヲ所
駐車場	19 台
浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ ( 畜 )
受水槽	有 ( m3 ) ・ 無
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
-	

13. 阿蘇市三久保仮設団地

[建設地住所] 熊本県阿蘇市三久保524	
現状地盤	砕石
敷地面積	約 5,125㎡
有効敷地面積	約 3,920㎡
戸あたり面積	150㎡/戸
住宅戸数 計	26 戸 (3 戸)
1DK	4 戸 (0 戸)
2DK	13 戸 (2 戸)
3K	9 戸 (1 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	4 : 13 : 9
談話室	1 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	26 台
浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ 無
受水槽	有 ( 10 m3 ) ・ 無
1DK : 1.5人×4戸=6.0人	受水槽本体容量
2DK : 2.5人×13戸=32.5人	=200L×70.0×0.5÷0.8
3K : 3.5人×9戸=31.5人	=8,750L=10m3必要
計 70.0人	10m3×1台=10m3
ガス	ブイオン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
・工事車両進入の為、ポール2本、緑石2本撤去	
・既存駐車場の一部を利用予定	
・	

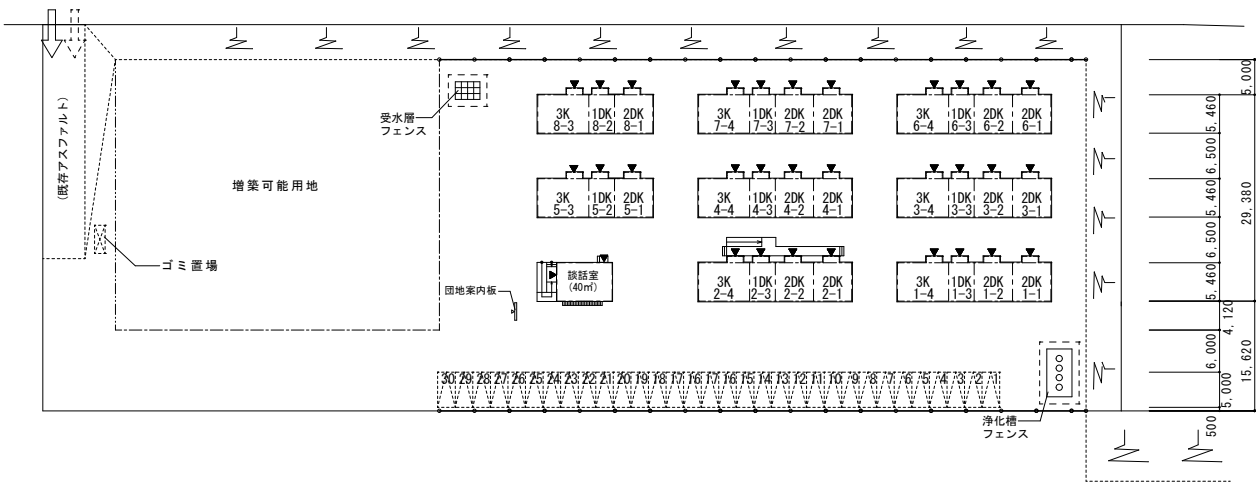
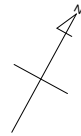
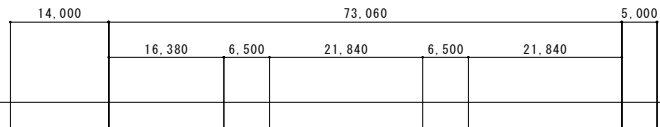


# 14. 阿蘇市黒川仮設団地

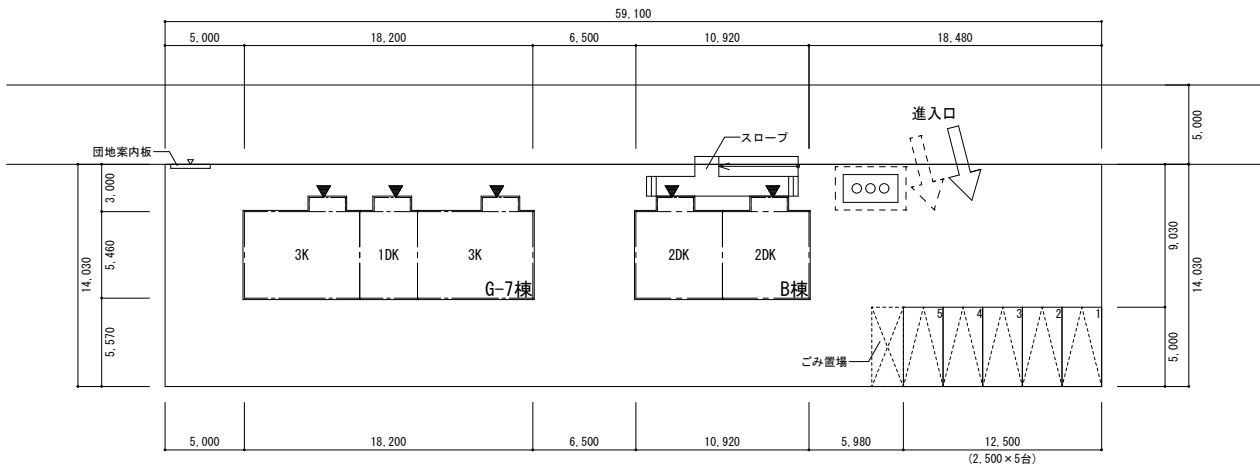


15. 阿蘇市北塚仮設団地

[建設地住所] 熊本県阿蘇市あびか	
現状地盤	芝生
敷地面積	約 8,440㎡
有効敷地面積	約 5,410㎡
戸あたり面積	180㎡/戸
住宅戸数 計	30 戸 (4 戸)
1DK	8 戸 (1 戸)
2DK	14 戸 (2 戸)
3K	8 戸 (1 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 2 : 1
談話室	1 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	30 台
浄化槽	有 ( 75 人槽 ) ・ 無
1DK : 1.5人 × 8戸 = 12.0人	
2DK : 2.5人 × 14戸 = 35.0人	
3K : 3.5人 × 8戸 = 28.0人	
計 75.0人	75.0人槽 × 1台 = 75.0人槽
受水槽	有 ( 10 m <sup>3</sup> ) ・ 無
1DK : 1.5人 × 8戸 = 12.0人	受水槽本体容量
2DK : 2.5人 × 14戸 = 35.0人	= 200L × 75.0 × 0.5 ÷ 0.8
3DK : 3.5人 × 8戸 = 28.0人	= 9,375L = 10m <sup>3</sup> 必要
計 75.0人	10m <sup>3</sup> × 1台 = 10m <sup>3</sup>
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	・



## 16. 産山村上山鹿仮設団地

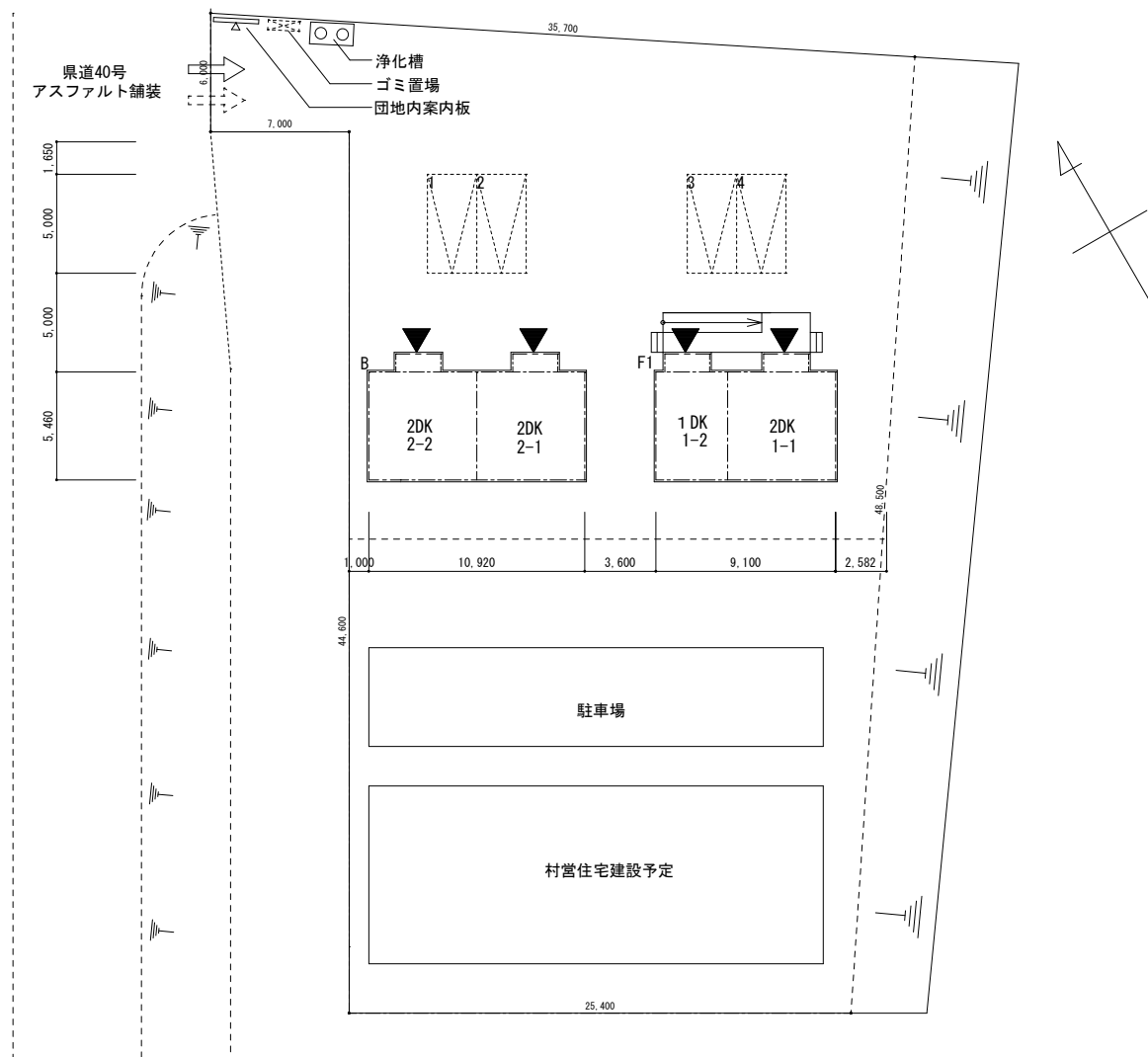


[建設地住所] 熊本県阿蘇郡産山村山鹿460	
現状地盤	砂利
敷地面積	約 829㎡
有効敷地面積	約 829㎡
戸あたり面積	165㎡/戸
住宅戸数 計	5 戸 (2 戸)
1DK	1 戸 (0 戸)
2DK	2 戸 (2 戸)
3K	2 戸 (0 戸)
	( ) 内スロープ戸数
世帯属性	1 : 2 : 2
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	5 台
浄化槽	有 (14 人槽) ・ 無
1DK : 1.5人 × 1戸 = 1.5人	
2DK : 2.5人 × 2戸 = 5.0人	
3K : 3.5人 × 2戸 = 7.0人	
計 13.5人	14人槽 × 1台 = 14.0人槽
受水槽	有 ( m3) ・ 無
ガス	ブロン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	



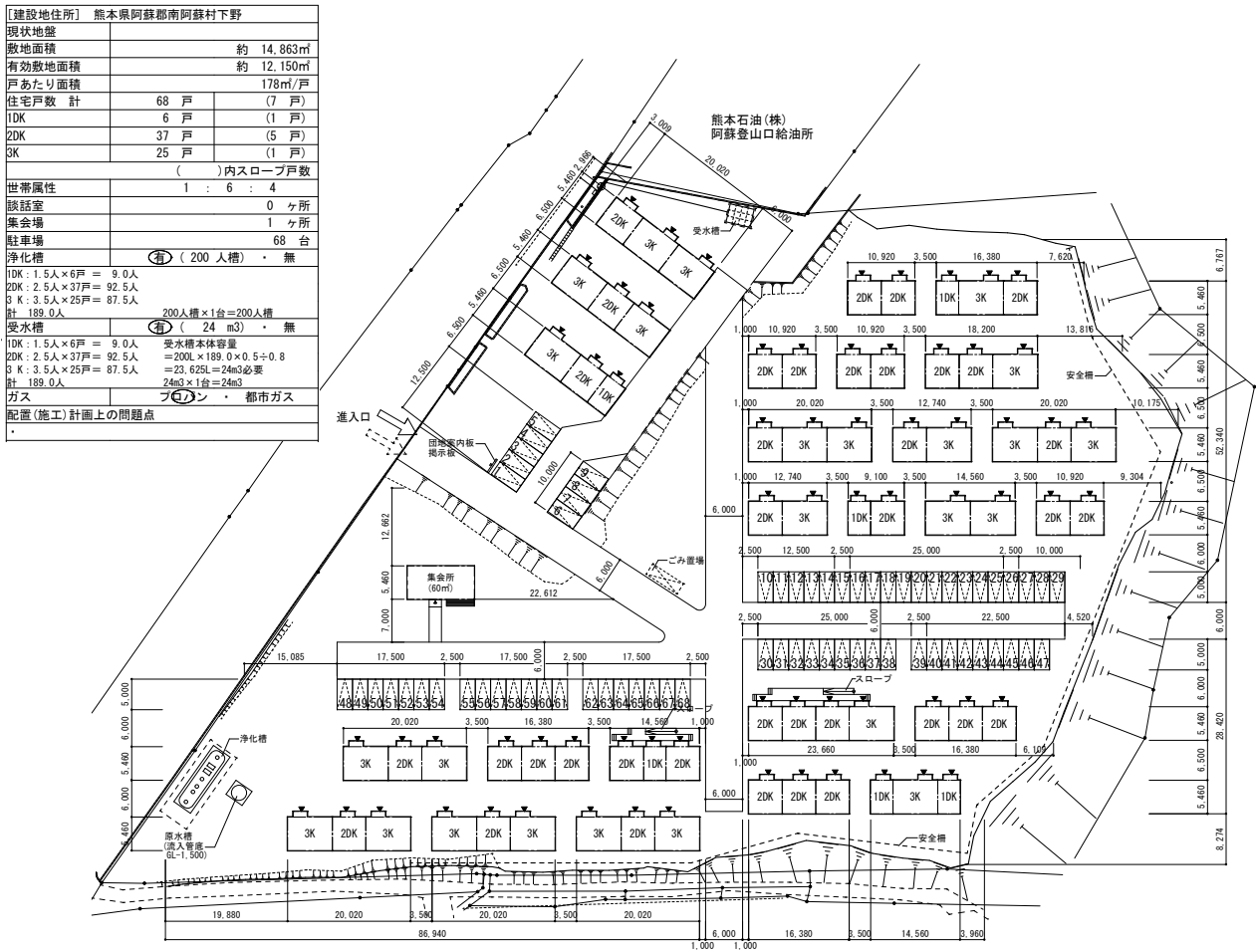


17. 産山村上止り山仮設団地

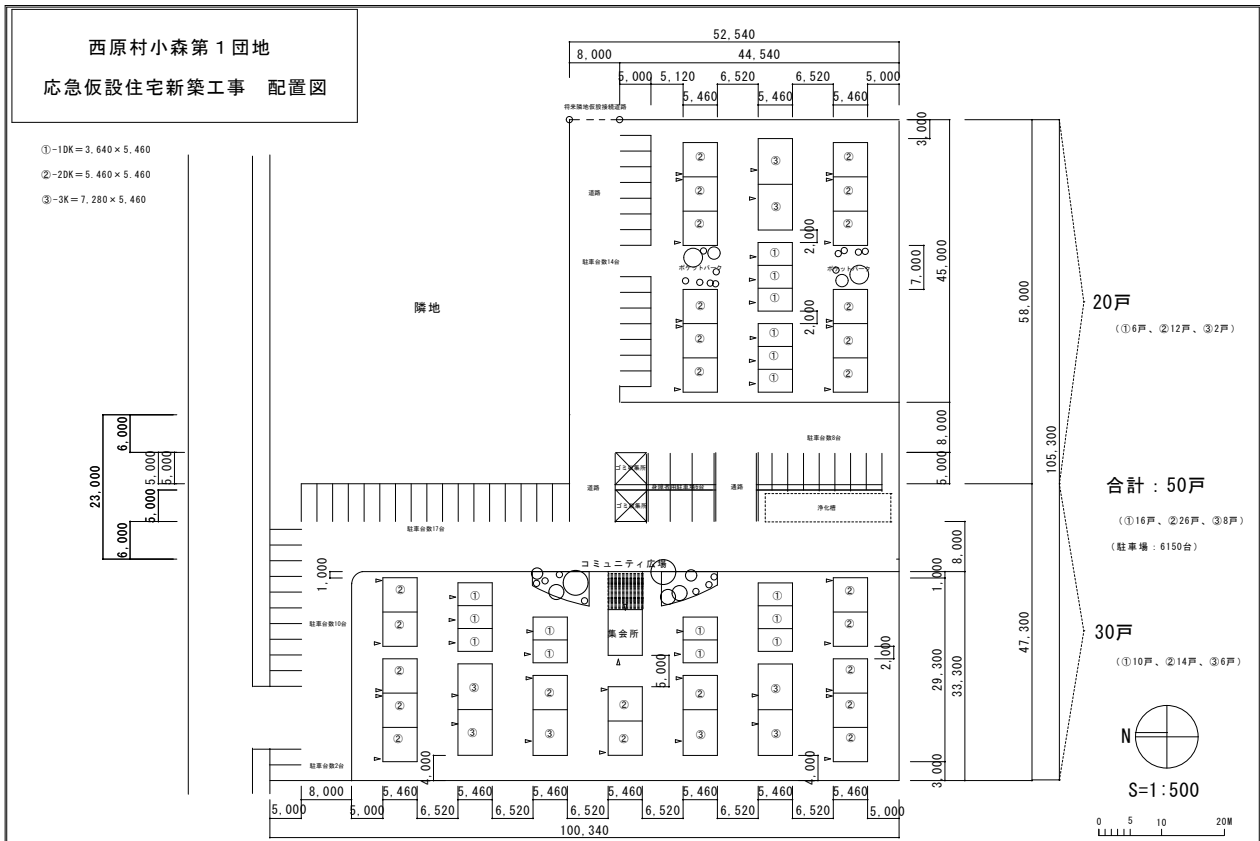


[建設地住所] 熊本県阿蘇郡産山村	
現状地盤	土
敷地面積	約 1,590㎡
有効敷地面積	約 730㎡
戸あたり面積	182㎡/戸
住宅戸数 計	4 戸 (2 戸)
1DK	1 戸 (1 戸)
2DK	3 戸 (1 戸)
3K	0 戸 (0 戸)
( ) 内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 3 : 0
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	4 台
浄化槽	(有) (10 人槽) ・ 無
1DK : 1.5人 × 1戸 = 1.5人	
2DK : 2.5人 × 3戸 = 7.5人	
3K : 3.5人 × 0戸 = 0.0人	
計 9.0人	10人槽 × 1台 = 10.0人槽
受水槽	有 ( m3 ) ・ (無)
ガス	〇ロハ〇 ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	

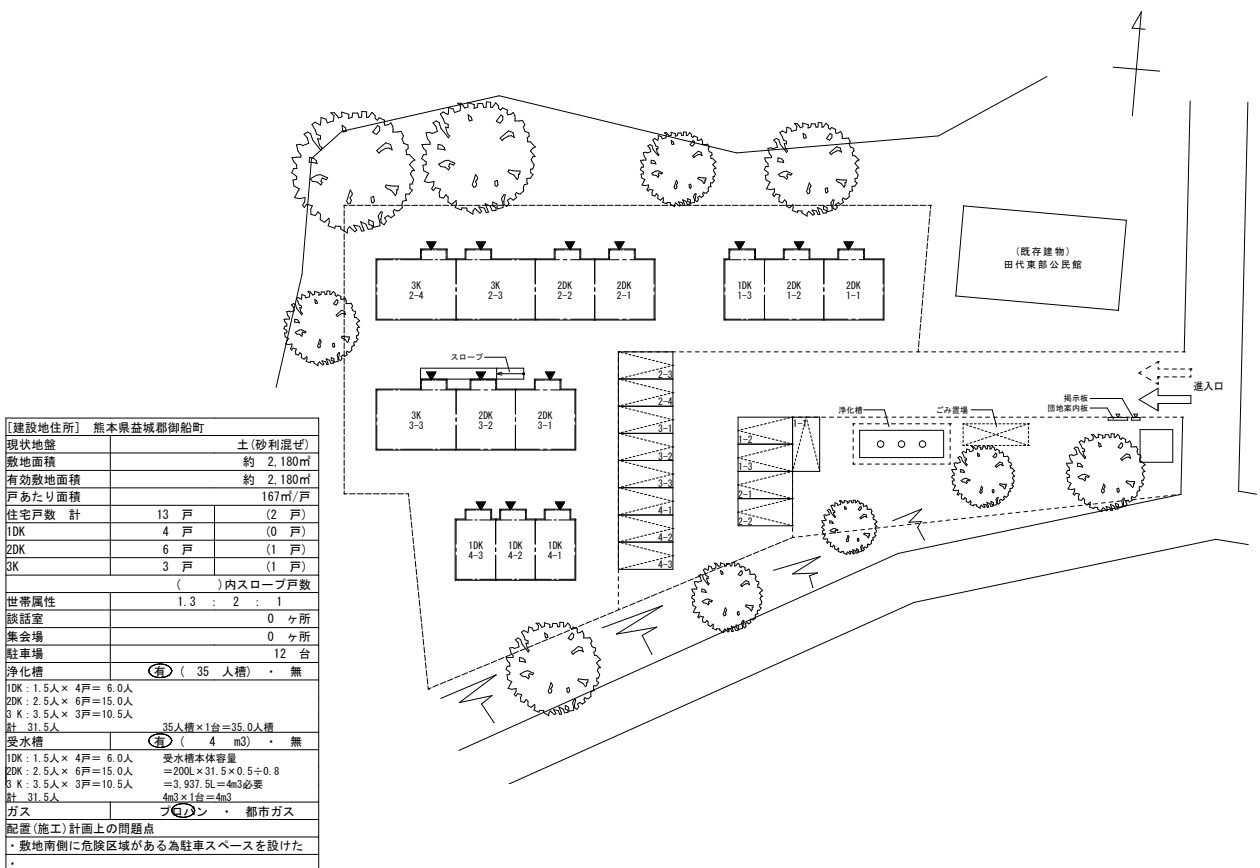
## 18. 南阿蘇村下野山田仮設団地



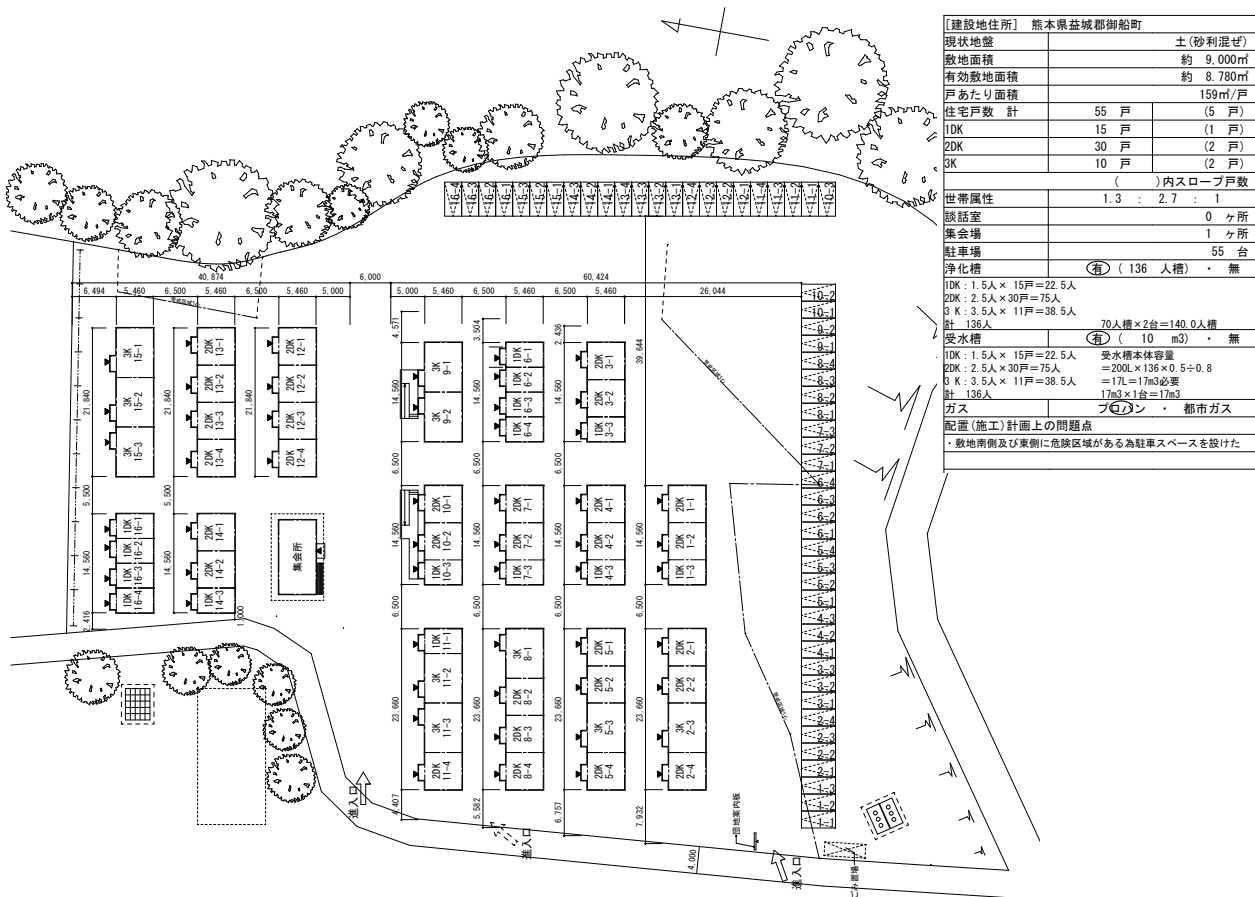
19. 西原村小森第1仮設団地



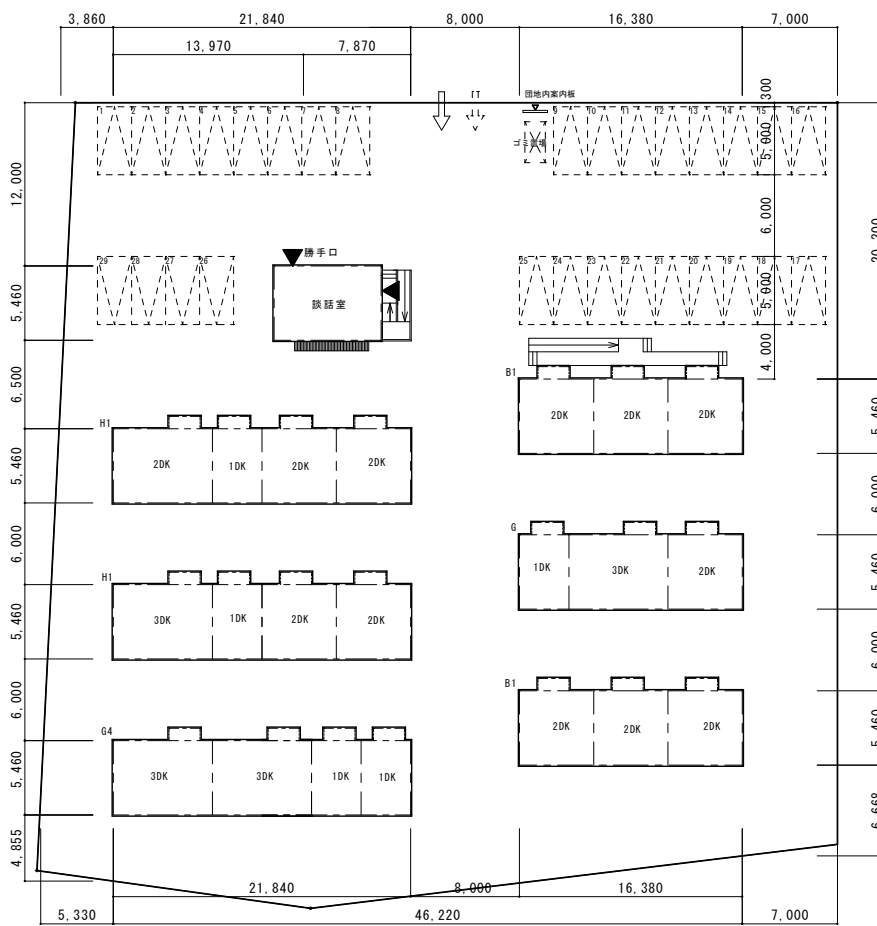
20. 御船町田代東部仮設団地



21. 御船町南木倉仮設団地



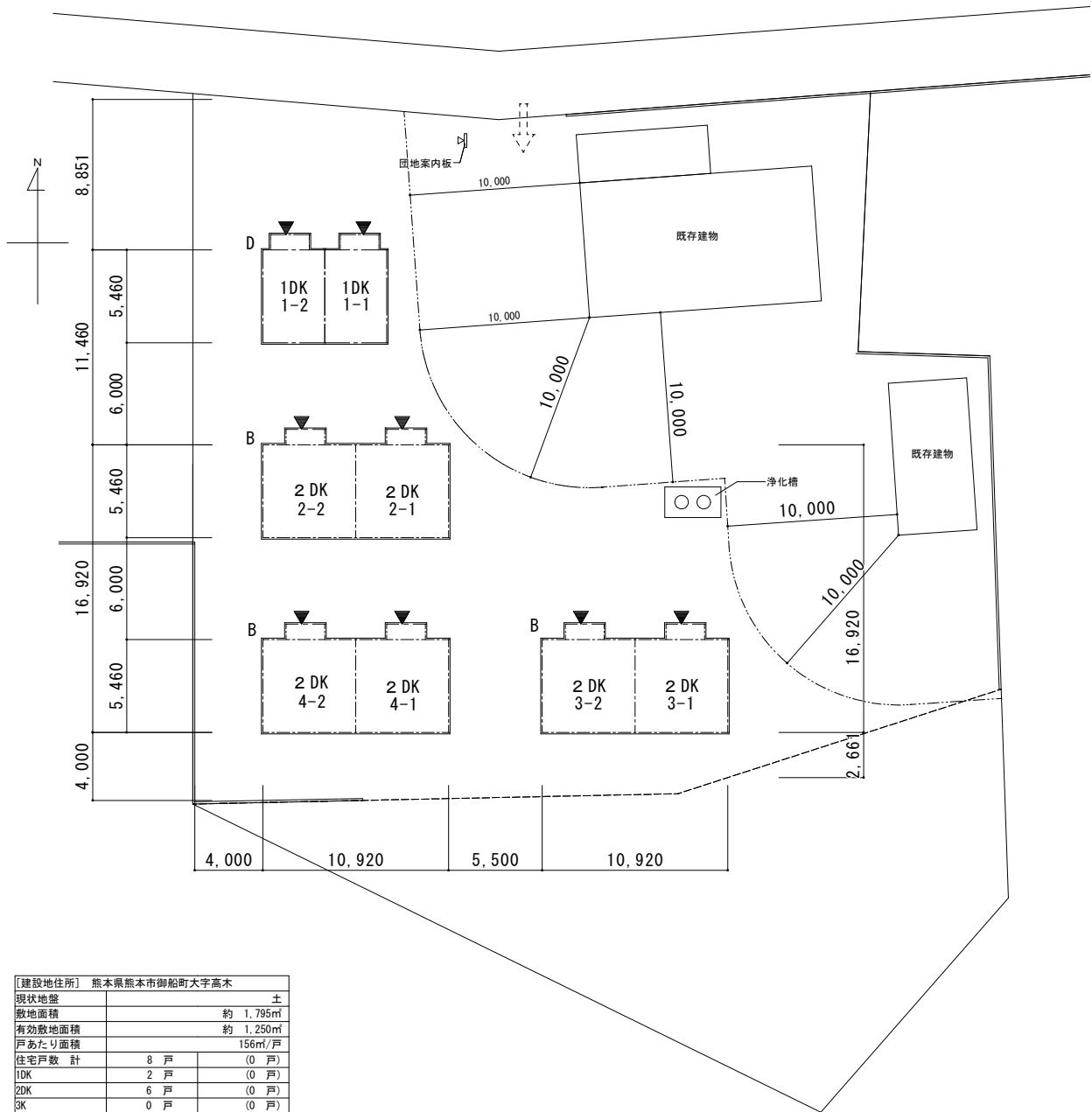
22. 御船町滝川仮設団地



[建設地住所] 熊本県熊本市御船町滝川	
現状地盤	土
敷地面積	約 3,283㎡
有効敷地面積	約 3,283㎡
戸あたり面積	156㎡/戸
住宅戸数 計	21 戸 (0 戸)
1DK	5 戸 (0 戸)
2DK	11 戸 (3 戸)
3K	5 戸 (0 戸)
	( ) 内スロープ戸数
世帯属性	1 : 2 : 1
談話室	1 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	29 台
浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ ( 無 )
受水槽	有 ( m3 ) ・ ( 無 )
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
・ 要望により駐車スペース増	
・	

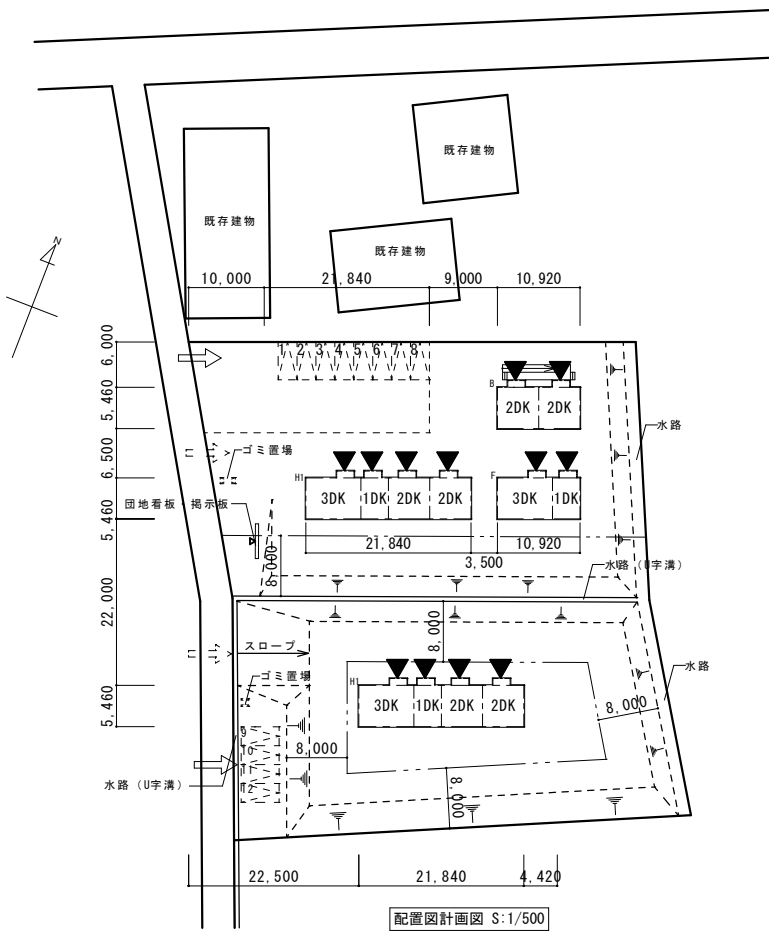


## 23. 御船町甘木仮設団地



〔建設地住所〕 熊本県熊本市御船町大字高木	
現状地盤	土
敷地面積	約 1,795㎡
有効敷地面積	約 1,250㎡
戸あたり面積	156㎡/戸
住宅戸数 計	8 戸 (0 戸)
1DK	2 戸 (0 戸)
2DK	6 戸 (0 戸)
3K	0 戸 (0 戸)
( ) 内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 3 : 0
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	0 台
浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ 無
1DK : 1.5人×2戸=3.0人	
2DK : 2.5人×6戸=15.0人	
3K : 3.5人×0戸=0人	
計 15人	18人槽×1台=18人槽
受水槽	有 ( m3 ) ・ 無
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
・ 駐車場不要	
・ 既存建築物から安全距離確保	

24. 御船町西木倉仮設団地



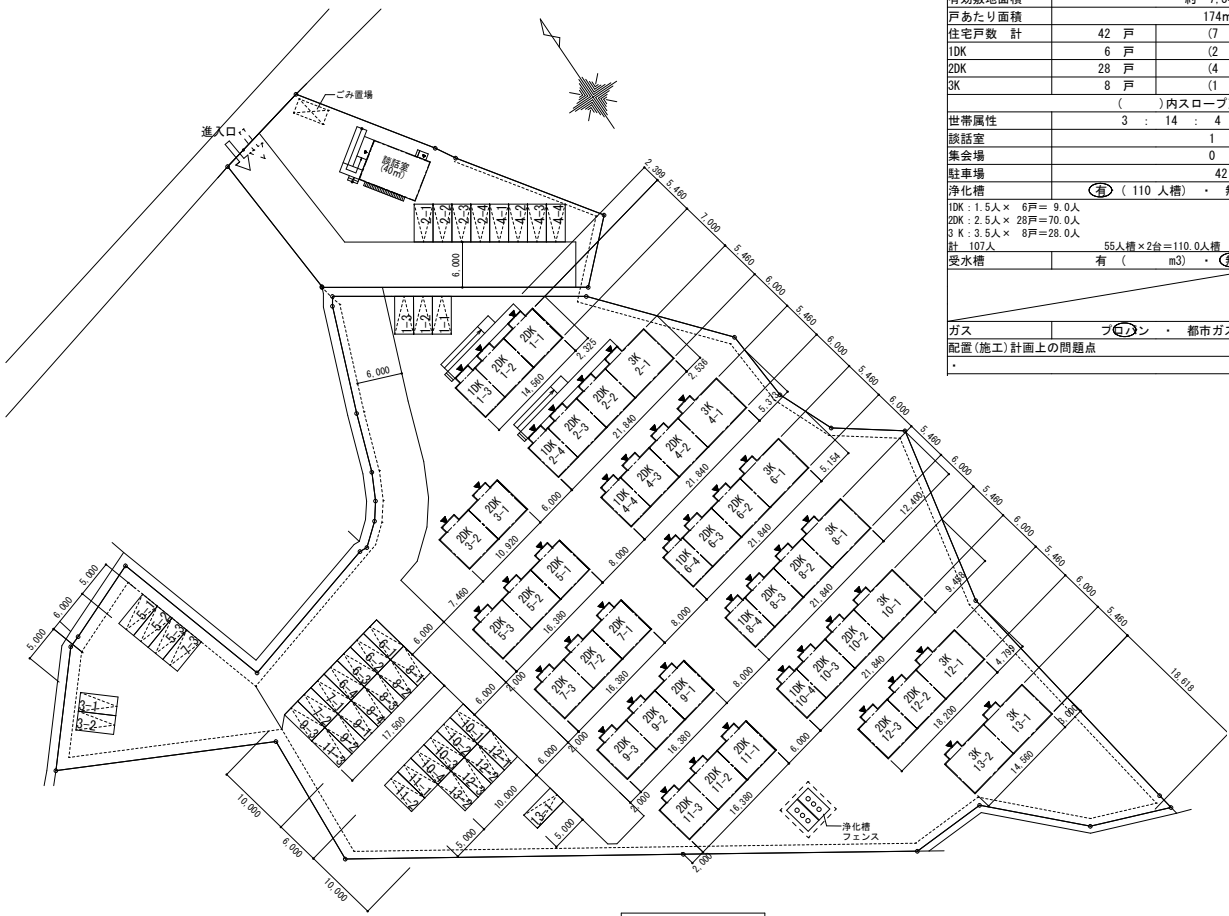
[建設地住所] 熊本県御船町木倉	
現状地盤	砕石
敷地面積	約 3,690m <sup>2</sup>
有効敷地面積	約 1,960m <sup>2</sup>
戸あたり面積	163m <sup>2</sup> /戸
住宅戸数 計	12 戸 (2 戸)
1DK	3 戸 (0 戸)
2DK	6 戸 (2 戸)
3K	3 戸 (0 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 2 : 1
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	12 台
浄化槽	有 (人槽) ・ (無)
受水槽1	有 ( m3) ・ (無)
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
.	







26. 御船町落合仮設団地



[建設地住所] 上益城郡御船町大字木倉字昆沙門330地	
現状地盤	農地
敷地面積	約 7,347㎡
有効敷地面積	約 7,347㎡
戸あたり面積	174㎡/戸
住宅戸数 計	42 戸 (7 戸)
1DK	6 戸 (2 戸)
2DK	28 戸 (4 戸)
3K	8 戸 (1 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	3 : 14 : 4
談話室	1 ケ所
集会場	0 ケ所
駐車場	42 台
浄化槽	有 ( 110 人槽 ) ・ 無
1DK : 1.5人 × 6戸 = 9.0人	
2DK : 2.5人 × 28戸 = 70.0人	
3K : 3.5人 × 8戸 = 28.0人	
計 107人	
55人槽 × 2台 = 110.0人槽	
受水槽	有 ( m3 ) ・ 無
ガス	
プロパン ・ 都市ガス	
配置(施工)計画上の問題点	
・	

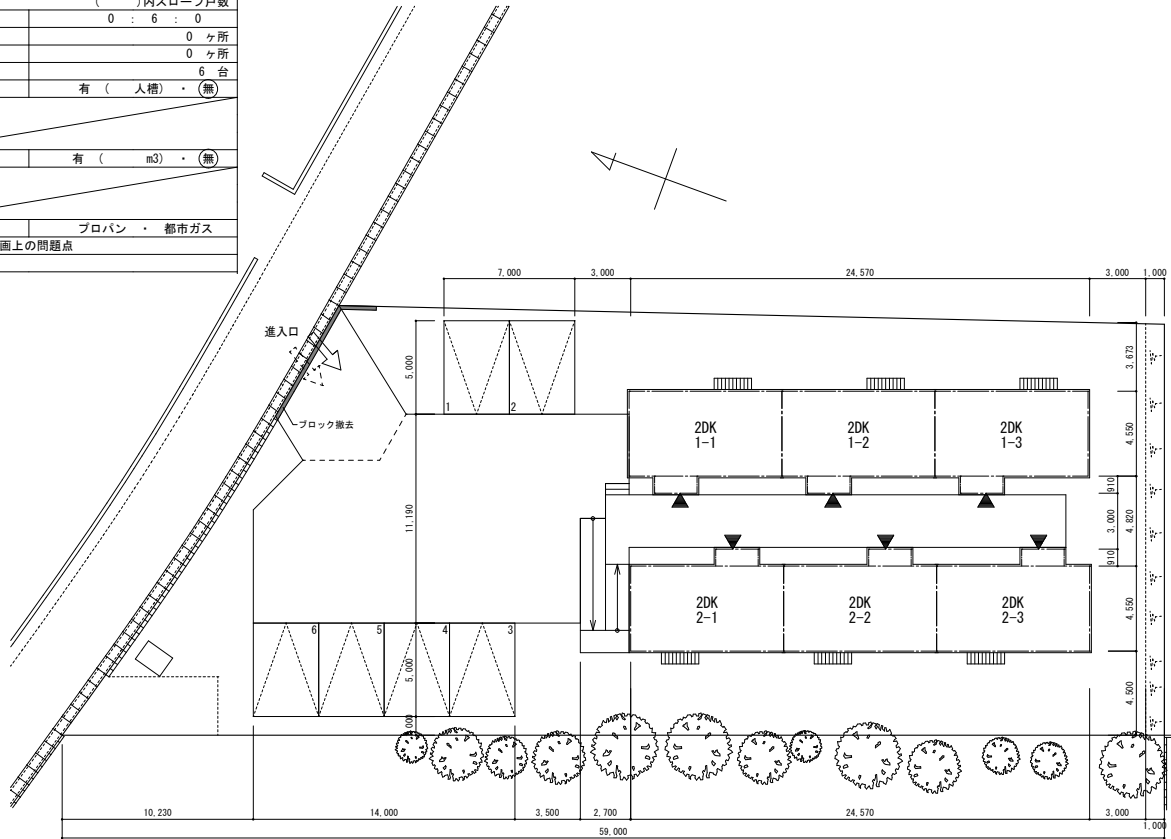
配置計画図 S:1/500



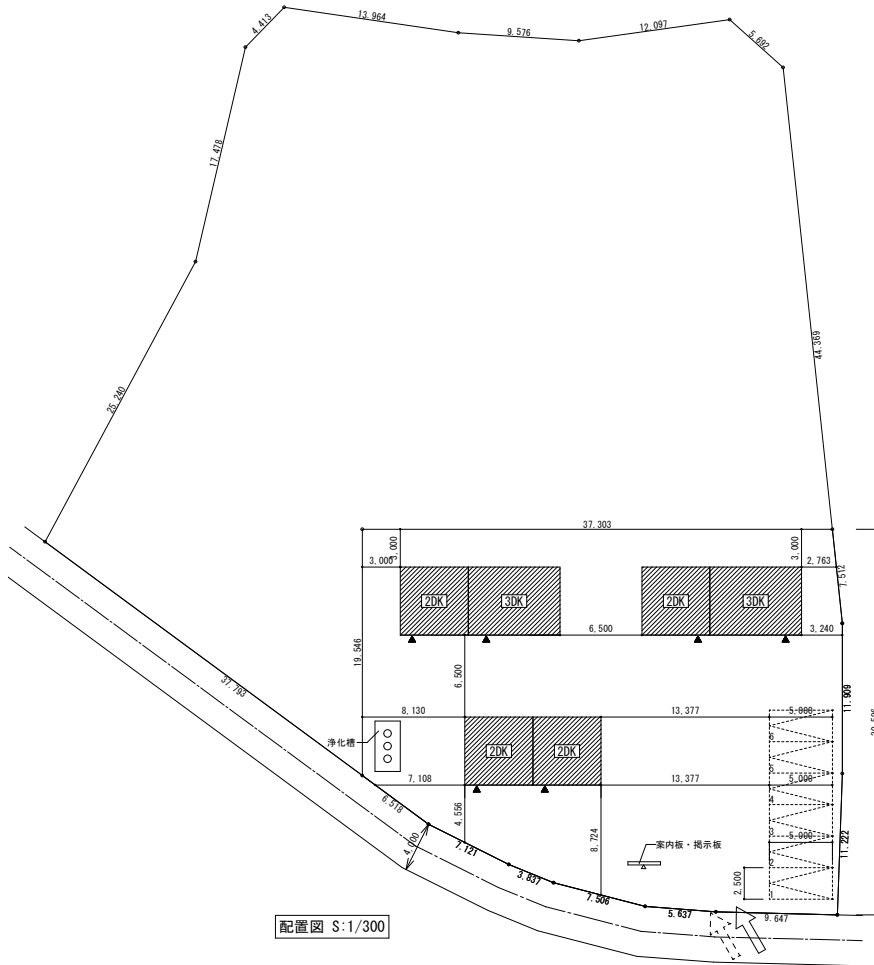
## 27. 益城町福富仮設団地

[建設地住所] 益城町福富

現状地盤	土、砕石	
敷地面積	約 1.164㎡	
有効敷地面積	約 1.164㎡	
戸あたり面積	194㎡/戸	
住宅戸数 計	6 戸	(6 戸)
1DK	0 戸	(0 戸)
2DK	6 戸	(6 戸)
3K	0 戸	(0 戸)
( )内スロープ戸数		
世帯属性	0 : 6 : 0	
談話室	0 ヶ所	
集会場	0 ヶ所	
駐車場	6 台	
浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ ( 無 )	
受水槽	有 ( m3 ) ・ ( 無 )	
ガス	プロパン ・ 都市ガス	
配置(施工)計画上の問題点	・	



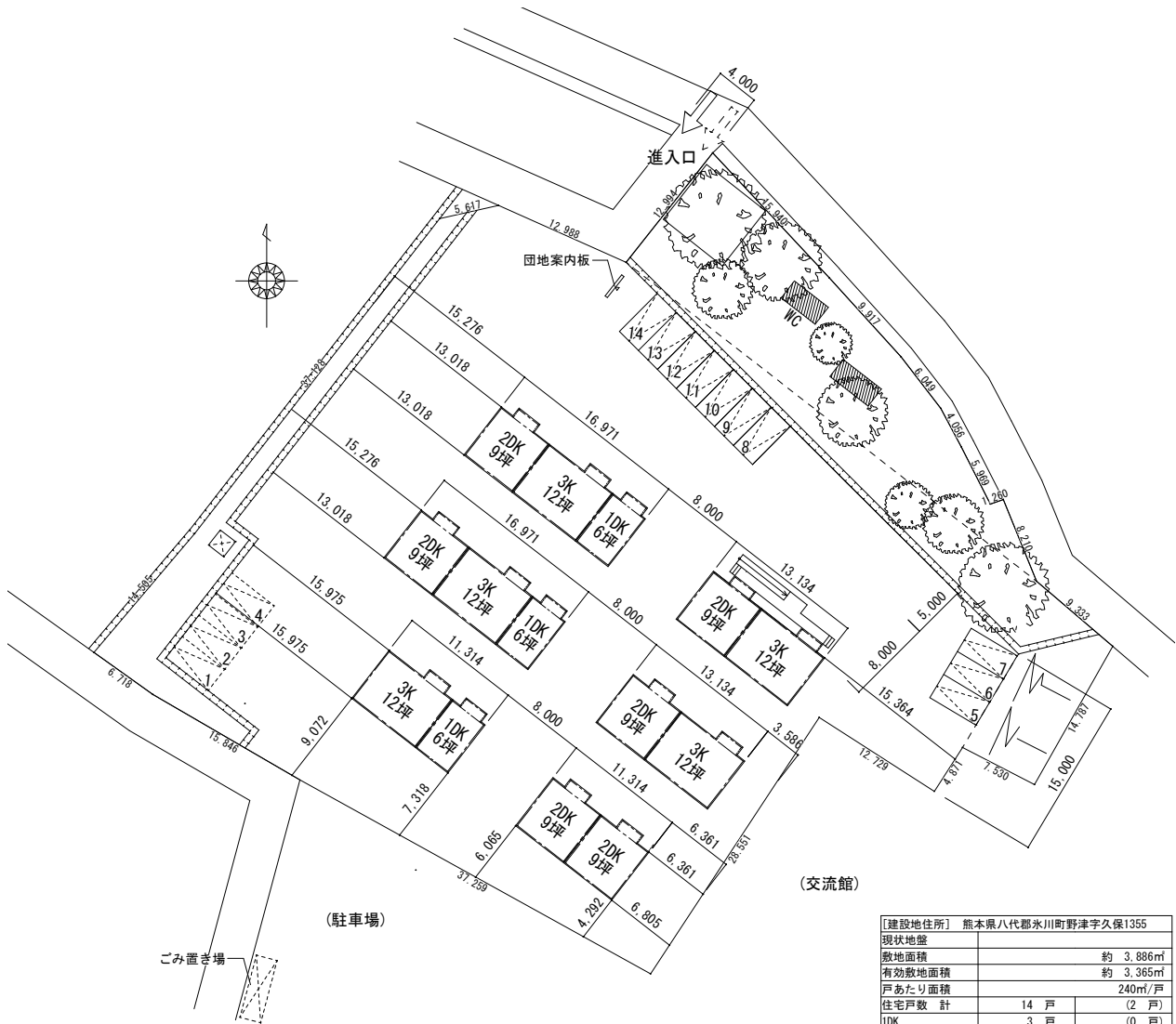
28. 山都町原仮設団地



〔建設地住所〕 熊本県上益城郡山都町原	
現状地盤	-
敷地面積	約 3.311㎡
有効敷地面積	約 1.050㎡
戸あたり面積	175㎡/戸
住宅戸数 計	6 戸 (6 戸)
1DK	0 戸 (0 戸)
2DK	4 戸 (4 戸)
3K	2 戸 (2 戸)
	( ) 内スロープ戸数
世帯属性	0 : 2 : 1
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	6 台
浄化槽	② (17 人槽) ・ 無
1DK : 1.5人×0戸 = 0.0人	
2DK : 2.5人×4戸 = 10.0人	
3K : 3.5人×2戸 = 7.0人	
計 17.0人	17人槽×1台=17人槽
受水槽	有 ( m3) ・ ②
ガス	② フォン・都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
・凍結防止への配慮必要	
・ゴミ置き場については町と協議済み	



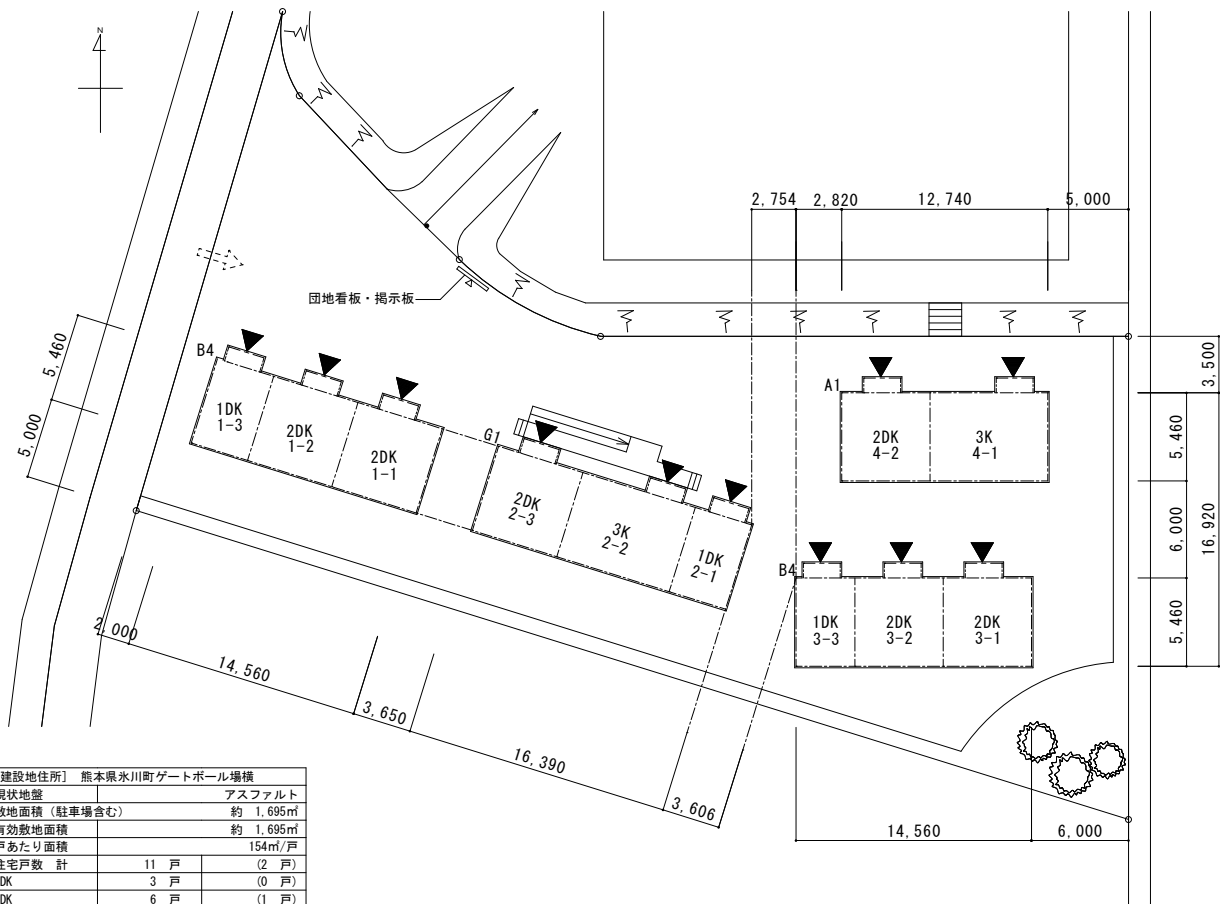
29. 氷川町野津仮設団地



〔建設地住所〕 熊本県八代郡氷川町野津字久保1355	
現状地盤	
敷地面積	約 3,886㎡
有効敷地面積	約 3,365㎡
戸あたり面積	240㎡/戸
住宅戸数 計	14 戸 (2 戸)
1DK	3 戸 (0 戸)
2DK	6 戸 (1 戸)
3K	5 戸 (1 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 2 : 1.6
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場	14 台
浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ ( 畜 )
受水槽	有 ( m3 ) ・ ( 畜 )
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の問題点	
.	



31. 氷川町島地仮設団地



〔建設地住所〕 熊本県氷川町ゲートボール場横	
現状地盤	アスファルト
敷地面積 (駐車場含む)	約 1,695㎡
有効敷地面積	約 1,695㎡
戸あたり面積	154㎡/戸
住宅戸数 計	11 戸 (2 戸)
1DK	3 戸 (0 戸)
2DK	6 戸 (1 戸)
3K	2 戸 (1 戸)
( )内スロープ戸数	
世帯属性	1 : 2 : 1
談話室	0 ヶ所
集会場	0 ヶ所
駐車場 (別敷地)	11 台
浄化槽	有 (人槽) ・ 無
受水槽	有 ( m3) ・ 無
ガス	プロパン ・ 都市ガス
配置(施工)計画上の留意点	
・ 駐車場は近くの別敷地	
・	



## 8.資料

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

## 災害時における成急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における成急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、熊本県（以下「甲」という。）が一般社団法人熊本県優良住宅協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する成急仮設住宅であって、県産木材を使用したものという。

### (協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、住宅の建設が必要となる場合は、乙に協力を要請できるものとする。

### (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である地場住宅建設業者のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

### (費用の負担)

第5条 住宅の建設に要した費用は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長）が負担するものとする。

### (連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては熊本県土木部建築住宅局住宅課、乙においては一般社団法人熊本県優良住宅協会事務局とする。

### (報告)

第7条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認められた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

### (会員名簿等の提供)

第8条 乙は、本協定に係るこの業務担当事務局名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、事務局及び会員に移動があった場合は、甲に報告するものとする。

### (協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

### (適用)

第10条 この協定は、平成23年10月27日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年10月27日

甲 熊本県

代表者

熊本県知事



熊本県知事

乙 熊本市新屋敷一丁目14番29号  
一般社団法人熊本県優良住宅協会

理事長



福永 仁



災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、熊本県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅の建設に関して、熊本県（以下「甲」という。）が公益社団法人日本建築士会連合会及び一般社団法人木と住まい研究協会（以下「乙」と総称する。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第111号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって、原則として県産木材を使用したものをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を書面をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他適当な方法によることができることとし、この場合において、甲は、当該方法による連絡の後に当該書面を速やかに乙に提出しななければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員のあっせんをし、その他可能な限り甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 住宅の建設に要した費用は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長）が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務（以下「業務」という。）に関する連絡窓口は、甲においては熊本県土木部建築住宅局住宅課、乙においては公益社団法人日本建築士会連合会事務局（以下「業務担当事務局」という。）とする。

(報告)

第7条 乙は、住宅の建設について協力できる建設能力の範囲等を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告

を求められることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、業務担当事務局の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成28年5月6日から適用する。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年5月6日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事



熊本県知事 浦野 郁夫

乙 東京都港区芝5-26-20 建築会館5階

公益社団法人日本建築士会連合会

会長 三井所 清典



乙 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階

一般社団法人木と住まい研究協会

代表理事 有馬 孝禮



災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、熊本県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅の建設に関して、熊本県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第111号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって、原則として県産木材を使用したものをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を書面をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他適当な方法によることができることとし、この場合において、甲は、当該方法による連絡の後に当該書面を速やかに乙に提出しななければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員のあせんをし、その他可能な限り甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 住宅の建設に要した費用は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長）が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務（以下「業務」という。）に関する連絡窓口は、甲においては熊本県土木部建築住宅局住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局（以下「業務担当事務局」という。）とする。

(報告)

第7条 乙は、住宅の建設について協力できる建設能力の範囲等を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告

を求められることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、業務担当事務局の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成28年5月6日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年5月6日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事

蒲 旬 都 丸



乙 東京都中央区八丁堀3-4-10

京橋北見ビル真館6階

一般社団法人全国木造建設事業協会

理事長

青木 宏之





平成 28 年度 国土交通省補助事業  
住宅市場整備推進等事業『住宅建築技術高度化・展開推進事業』

## 熊本地震 木造応急仮設住宅建設の取り組み

発行日：平成 29 年 3 月

編 集：熊本地震木造応急仮設住宅調査委員会

発 行：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

〒 107-0052

東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5F

TEL：03-3560-2882 FAX：03-3560-2878

URL：<http://www.kiwoikasu.or.jp/>